

静岡市地域包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年静岡市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業を法第115条の47第1項の規定により、委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託は、静岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において定めた法第117条第2項第1号に規定する区域ごとに、社会福祉法人等に対して行うものとし、その区域ごとの委託先は、別表第2のとおりとする。

(職員の配置)

第4条 前条の規定により事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、事業の実施に当たり、条例第3条第1項に規定する基準で定める職員を配置しなければならない。

(受託者等の責務)

第5条 受託者及び事業に従事するその職員（以下「受託者等」という。）は、事業を利用する者及びその世帯の個人情報の保護について万全を期すものとする。

- 2 受託者等は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受託者等は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等の機会を通じ、事業に関する自己研さんに努めるものとする。

(利用料)

第6条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業 務 名	内 容
<p>1 総合相談支援業務</p>	<p>(1) 地域におけるネットワークの構築 ア 地域の社会資源やニーズの把握 イ 地域におけるネットワークの構築 ウ 地域住民への啓蒙活動 エ 高齢者虐待防止ネットワークの構築</p> <p>(2) 地域住民及び事業の利用者の実態把握</p> <p>(3) 総合相談業務 ア 初期段階での相談対応 イ 継続的・専門的な相談支援（訪問による相談や情報収集、支援計画の策定、サービス提供機関や専門相談機関への連絡及び継続支援のためのモニタリングを含む。）</p>
<p>2 権利擁護業務</p>	<p>(1) 成年後見制度の活用 (2) 老人福祉施設等への措置 (3) 虐待への対応 (4) 困難事例への対応 (5) 消費者被害の防止</p>
<p>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>	<p>(1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築 ア 関係機関・医療機関・地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり イ サービス担当者会議の開催支援 ウ 入院（入所）・退院（退所）時の連携</p> <p>(2) 介護支援専門員に対する個別支援 ア 相談窓口 イ 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応 ウ 個別事例に対するサービス担当者会議の開催支援</p>

	<p>エ 質の向上のための研修</p> <p>オ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメント指導</p> <p>カ 介護支援専門員のネットワーク構築</p> <p>キ 介護支援専門員に対する情報支援</p> <p>ク ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるように居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ</p>
<p>4 介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント業務</p> <p>ア アセスメント</p> <p>イ 介護予防プラン（介護予防支援計画及び介護予防サービス計画）の作成</p> <p>ウ 介護予防サービス・介護予防事業の効果の評価</p> <p>(2) 予防給付に関するケアマネジメント業務</p> <p>ア アセスメント</p> <p>イ 介護予防プラン（介護予防支援計画及び介護予防サービス計画）の作成</p> <p>ウ 介護予防サービス・介護予防事業の効果の評価</p>

別表第2 (第3条関係)

区 域	委 託 先
城西	医療法人社団盈進会
城東	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
城北	社会福祉法人駿府葵会
長尾川	社会福祉法人天心会
美和	社会福祉法人楽寿会
賤機	社会福祉法人楽寿会
井川	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
服織	社会福祉法人駿河会
藁科	社会福祉法人駿河会
小鹿豊田	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会
八幡山	株式会社アクタガワ
大谷久能	社会福祉法人駿府葵会
大里中島	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
大里高松	社会福祉法人天竜厚生会
長田	社会福祉法人静和会
丸子	社会福祉法人静和会
港北	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
興津川	社会福祉法人清承会
両河内	社会福祉法人花園会
港南	一般社団法人静岡市清水医師会
高部	社会福祉法人清水福祉会
飯田庵原	セントケア中部株式会社
松原	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
有度	社会福祉法人恵和会
蒲原由比	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

安西番町	医療法人社団盈進会
伝馬町横内	社会福祉法人静和会
千代田	社会福祉法人静和会
安倍	社会福祉法人楽寿会
岡船越	社会福祉法人恵和会